

て一時立替へられたし

8、労働法規並に業法規を厳守せられたし

9、川野時雄、政敏、敏光、三名の解雇を取消されたし

附 帶 條 件

10、争議中の日給及争議費用は會社側に於て負擔せられたし

11、本争議により犠牲者を出さざること

十 三 經 過

會社側は解雇決定するや前同争議の際の口約に基き組合代表者日本石炭坑夫組合田川支部許斐親三郎に此の旨通知して來坑を求めたるところ五月三十一日朝偶々來合せたる日石主事宮崎太郎と會合し對策を練り六月一日一應川野三名の復職を款願したるも拒絶せられたる爲争議費用の借入並各關係團體の應援を依頼し一方坑夫に對し檄を飛ばして激起を促したる

を以て茲に争議團本部を設置し二日會社側に要求書を提出同答を求めたるも大部分を拒絶されて纏らず

かくて争議團は本格的争議を豫側し本部を炭坑近くに設け二日夕更に連絡統制上争議團本部を炭坑納屋に移して製網労働組合小倉支部より食料の援助を受けアジビラに依る争議参加勧誘に努力すると共に會社側を訪問し或は演説會等による宣傳を續けたるも何等効果なき爲遂に最後手段として四日早朝坑口附近にて坑夫の入坑阻止に出でたので事態險悪化し<sup>本</sup>爲所<sup>本</sup>轄署直ちに之を退去せしめると共に和解を嚮進したる結果双方白紙で調停一任するに至り翌五日午前五時左記條件にて解決せり

十 四 解 決 條 件

1、前争議の解決條件は之を嚴守し居れるも尙將來に於ても